

◆フルハーネス型墜落制止用器具取扱作業◆
特別教育テスト（Ⅳ：関係法令）

以下の設問の内容について、正誤を判定してください。

1. 法令上は、「安全帯」という名称が削除され、すべて「墜落制止用器具」という名称になった。
2. 墜落制止用器具のうち、胴ベルト型U字つりは、柱上作業等で身体を支えるとともに、墜落制止の機能があるため、6. 75 mを超える高所の作業で有効である。
3. 墜落制止用器具のうち、フルハーネス型（第二種）は、6. 75 m超過の高所では、墜落時に効果を発揮するが、これより低い箇所では、墜落時に地上に激突したり、到達する恐れがあるため、胴ベルト型1本つりに変えるべきかの検討が必要である。
4. 6. 75 m超過（建設業では、5 m超過）の高所（作業床のない箇所）でフルハーネス型墜落制止用器具を使用する場合には、フルハーネス型墜落制止用器具の取扱いや関係法令などについて、特別教育を受けなければならない。
5. 「作業床」とは、仮設足場の床や、機械・設備の点検通路の床など、作業を行うために設けられた床の総称である。
6. 労働者は、高さが2 m以上の箇所の作業で、事業者から要求性能墜落制止用器具の使用を求められたときは、これを使用しなければならない。
7. 事業者は、高さが2 m以上の箇所の作業で、墜落制止用器具を使用させるときは、墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設けなければならない。
8. 墜落制止用器具や墜落制止用器具の取付設備等の異常の有無については、随時点検することが必要であるが、これらの点検は、事業者ではなく、労働者の責務であり労働者が行わなければならない。
9. 高さが2メートル以上の箇所で作業床の端や開口部、および臨時に手すりを外して行う作業では、墜落制止用器具の使用が必要であるが、併せて特別教育を受けなければならない。
10. 高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇または下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、高さが1. 8 mであっても墜落制止用器具を使用しなければならないが、高所作業車には作業床があるため、6. 75 mを超えても特別教育の受講は不要である。